

当建設産業委員会に付託された案件については、9月8日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第61号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

景観形成推進事業について、今回、景観形成重点地区内における景観に配慮した建築物の修繕等に対する補助申請者は、補助金の上限額に合わせたような改修をすることはないか。とに対し、

補助金の申請者が、建築物の改修等を計画する中で、景観形成重点地区であることから、市に相談があり、景観アドバイザーによる意見も踏まえて、景観に配慮した改修等を行うもので、補助金の上限額に合わせて改修の内容を決めているものではありません。とのこと。

戸籍事務事業について、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム改修は、必須か。とに対し、

この事業については、デジタル手続法の施行に伴い、全国の自治体が今年度中に行わなければならないため、システムの改修は必須です。とのこと。

マイナンバーを利用した全国一律で導入するシステム改修であるため、国の補助が受けられることが妥当だと思うが、このシステムの改修にかかる費用が補助対象外となるのは何故か。とに対し、

国の補助金実施要領の中で、当該システムにおける改修に係る費用については補助対象外となっており、県にその理由を問い合わせましたが、県からは実施要領に記載のあること以上の回答は得られていません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第65号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決

定しました。

次に、議案第68号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

指定管理者の指定について、公募をかけて指定管理者の選定をする方法もあったと思うが、特定非営利活動法人半田市観光協会を任意指定で選定した理由は何か。とに対し、

アイプラザ半田は、観光情報発信拠点としての機能が求められており、様々な観光情報を発信できるのは、特定非営利法人 半田市観光協会だけであるためです。とのこと。

アイプラザ半田には、観光情報発信の機能と貸館機能があるが、機能ごとに指定管理者を選定する考えはないのか。とに対し、

観光協会は、様々なネットワークを持っており、総合的な管理が行えるため、観光情報発信機能と貸館機能を一体的に管理してもらうことが、円滑な施設運営につながると考えています。とのこと。

指定管理ではなく、市の直営で運営することも選択肢としてあると思うが、指定管理による施設管理としている理由は何か。とに対し、

指定管理の場合、年間の人件費が1,490万円、市の直営で行う場合、年間の人件費が約2,020万円となるため、市が直営で管理をするよりも年間約500万円経費を削減することができ、併せて半田市観光協会の事業推進のために事務室を利用してもらうことで当該団体の支援ができると考えるためです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第70号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

当年度未処分利益剰余金について、民間企業だと自己資本金への組み入れはせず、翌年度へ繰り越すことが一般的だが、自己資本金への組み入れを行うのは何故か。とに対し、

利益を追求する民間企業とは異なり、公営企業である半田市水道事業では、将来にわたって安定的な運営に資するため、取得した資産は自己資本金へ組み入れることとしています。とのこと。

未処分利益剰余金の処分内容については、公営企業法に何か定めがあるのか。とに対し、

公営企業法には、特に定めはありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第71号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

下水道事業は、支出が収入を上回っていると認識しているが、毎年度純利益が計上されているのは何故か。とに対し、

予算編成の段階では、収支不足額分を一般会計から繰入れるとして収支の均衡を図っていますが、事業を進める中で、修繕費が少なかったことなど支出を抑制したことにより、その結果が純利益として算出されています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。